

昭和四十六年厚生省令第二号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律

法律施行規則

(昭和四十五年法律第二十号) 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項第一号及び同条第五項、第八条第三項及び第四項、第十条、第十一项第一項及び第十二条並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号) 第二条第一号の表の第二号及び同条同号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 特定建築物の維持管理 (第一条—第二十二条)

第二章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録 (第二十三条—第三十条)

第三章 登録業者等の団体の指定 (第三十四条—第三十六条)

第四章 雜則 (第三十七条・第三十八条)

附則
第一章 特定建築物の維持管理

(特定建築物についての届出)

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)。以下「法」という。第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を当該特定建築物(法第二条第一項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。)の所在場所を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章において同じ。)に提出して行うものとする。

一 特定建築物の名称
二 特定建築物の所在場所
三 特定建築物の用途
四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号) 第二条第一項第三号に規定する床面積の合計を以下「令」という。) 第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第二条第一項第三号に規定する床面積の合計を以下同じ。)

五 特定建築物の構造設備の概要
六 特定建築物の所有者(占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者)

するもの(以下「特定建築物維持管理権原者」という。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

八 建築物環境衛生管理技術者(特定建築物に該当する)の氏名、住所及び免状番号並びにその者が他の特定建築物に及び住處(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

九 建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所

に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

第三条の二 令第二条第一号による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事

項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

二 令第二条第一号イの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項について、当該各号の下欄に掲げる数値と比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とする。

三 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回定期に測定すること。

イ 空気調和設備を設けている場合(令第二条イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項)

ロ 機械換気設備を設けている場合(令第二条イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項)

四 特定建築物の建築(建築基準法(昭和二十五条第二百一号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)の上欄に掲げる事項

五 特定建築物の修繕(同条第十一号イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項)

六 特定建築物の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「建築等」と総称する。)を行つたときは、当該建築等を行つた階層の居室における令第二条第一号イの表の第七号の上欄に掲げる事項について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間(六月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中

に一回、測定すること。

量	ドヒ
一 游粉浮の量	グラスファイバーの紙(○・三マイクロメートルのステアリノ酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器
二 碳酸化二の量	又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
三 碳酸化二の量	一 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合(次号に掲げる場合を除く。)当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
四 碳酸化二の量	二 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合(次号に掲げる場合)当該者が当該特定建築物について権原を有することを証する書類
五 碳酸化二の量	五 特定建築物の規定による届出は、第一項若しくは第二項の規定による届出事項に変更があつた旨又は当該特定建築物が特定建築物に該当しないこととなつた旨を記載した届書を当該特定建築物の所在場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定められる書類添付しなければならない。
六 碳酸化二の量	六 特定建築物の規定による届出は、第一項若しくは第二項の規定による届出事項に変更があつた旨又は当該特定建築物が特定建築物に該当しないこととなつた旨を記載した届書を当該特定建築物の所在場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定められる書類添付しなければならない。
七 碳酸化二の量	七 特定建築物の規定による届出は、第一項若しくは第二項の規定による届出事項に変更があつた旨又は当該特定建築物が特定建築物に該当しないこととなつた旨を記載した届書を当該特定建築物の所在場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定められる書類添付しなければならない。

游粉浮の量	マイクロメートルのステアリノ酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器
一 游粉浮の量	一 游粉浮の量
二 碳酸化二の量	二 碳酸化二の量
三 碳酸化二の量	三 碳酸化二の量
四 碳酸化二の量	四 碳酸化二の量
五 游粉浮の量	五 游粉浮の量
六 游粉浮の量	六 游粉浮の量
七 游粉浮の量	七 游粉浮の量

(登録)	
一 削除	二 空気調和設備又は機械換気設備の維持管理
二 四一ジニトロフェニルヒドランジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機	三 令第二条第一号イ又はロの規定により空気調和設備又は機械換気設備を設けて空気を供給する場合は、同号イ又はロに定める基準に適合する空気を供給するため、厚生労働大臣が別
速計	一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計	二 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。

- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 第三条の五第一項第一号に掲げる機械器具、その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別、所在場所を記載した書類

五 較正の業務を実施する者の氏名及び略歴

六 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴を記載した書類

七 較正の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（欠格条項）

第三条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の二第一号の表第一号の登録を受けきることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三条の十四の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つる役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものに限られる。

（登録基準）

第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる較正の業務を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて較正の業務を行つものであること。

イ ステアリン酸粒子発生装置

ロ 電子顕微鏡

ハ 電子顕微鏡用画像撮影装置

ニ ポーラリウムエアサンプラー

ホ ヘッド精密天秤

ヘ 積算流量計

ト 設置型粉じん計

チ チヤンバー

リ フロート型面積流量計

二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六

年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獸医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化學的検査の実務に従事した経験を有する者

(変更の届出
第三条の八登

- (変更の届出)
第三条の八 登録較正機関は、その氏名若しくは名称、住所、較正の業務を行う事業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。(業務規程)

第三条の九 登録較正機関は、較正の業務に関する規程(以下「較正業務規程」という。)を定め、較正の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 較正業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

 - 一 較正の業務の実施方法
 - 二 較正の業務に関する料金
 - 三 前号の料金の収納方法に関する事項
 - 四 較正済証明書の発行に関する事項
 - 五 較正の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
 - 六 第三条の十一第一項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、較正の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第三条の十 登録較正機関は、較正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三条の十一 登録較正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人への知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

較正を申し込もうとする者その他の利害関係人は、登録較正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録較正機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示

一 財務諸表等が書面をもつて作成され
ときは、当該書面の閲覧又は贊写の

- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者との使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

三 条の十二 厚生労働大臣は、登録較正機関が第三条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録較正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

三 条の十三 厚生労働大臣は、登録較正機関が第三条の七第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録較正機関に対し、較正の業務を行なうべきこと又は較正の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(登録の取消し等)

三 条の十四 厚生労働大臣は、登録較正機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて較正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第三条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三条の八から第三条の十まで、第三条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

		三 外観	ほとんど無色透明であること。
四 大腸菌	検出されないこと。		
五 濁度	二度以下であること。		

ハロの表の第一号から第三号までの上欄にと。掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。

ハロの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。

ハロの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

		（清掃等及びねずみ等の防除）
第四条の五	令第二条第三号イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。	
四	前号ロの表の第一号から第四号までの上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。	
五	ハロの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。	
六	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。	
七	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。	

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項が該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

		（受講資格）
第六条	法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。	
第七条	法第七条第一項第一号の規定により前条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。	
一	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獸医学の正規の課程を修めて卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上第二十二条第二項に規定する環境衛生監視員（以下この条及び次条において「環境衛生監視員」という。）として勤務した経験を有する者	
二	ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。	
三	ねずみ等の防除のため殺虫剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。	
四	令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。	
五	令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。	
六	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獸医学の正規の課程を修めて卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
七	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校を卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	

		（受講資格）
第六条	法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。	
第七条	法第七条第一項第一号の規定により前条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。	
一	医師	
二	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第一項に規定する一級建築士の免許を受けた者	
三	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する第一種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第二種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第三種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項に規定する第一種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第二種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第三種冷冻機械責任者免状の交付を受けた後三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
五	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する臨床検査技師の免許を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
六	電気事業法（昭和三十九年法律第七百七号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
七	電気事業法（昭和三十九年法律第七百七号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者	
八	学校教育法第九十条の規定により大学に入學することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者で、五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事する者を指導監督した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有するもの	

実務に従事した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者（学校教育法第九十条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者に限る）
八 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第一号に規定する特級ボイラ技士免許を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同条第二号に規定する一級ボイラ技士免許を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは四年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者
九 厚生労働大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
第十一条 法第七条第一項の規定により交付する免状の様式

第十一条 法第七条第一項の規定により交付する免状の様式第二号による。
（免状の書換え交付）
第十二条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に第九条第一項第一号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。
第十三条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
第十四条 免状の再交付の申請書の様式は、様式第三号による。

第十五条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
第十六条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
第十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
第十八条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
第十九条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）
第十四条の五 法第七条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
（電磁的記録に記録された情報の内容を提供する方法）
第十四条の六 法第七条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。
一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法である。
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを作成し、講習会の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（試験事務の範囲）
第十四条の七 法第七条第一項第一号の登録を受けた者は、講習会の業務を実施したときは、講習会の業務の実施年月日、受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了者の氏名を記載した帳簿を作成し、講習会の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（試験事務の範囲）
第十四条の八 厚生労働大臣は、法第八条第三項の規定によりその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に建築物環境衛生管理技術者試験（以下「試験」という。）の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせようとするときは、指定試験機関に行われる試験事務の範囲を定めるものとする。
（受験資格）
第十五条 法第八条第五項の厚生労働省令で定める実務は、令第一条各号に掲げる用途その他これらに類する用途に供される建築物の当該用途に供される部分において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務とする。
（試験の公示）
第十六条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公示する。

三 休止し、又は廃止する年月日	四 休止しようとする場合にあつては、その期間	法第九条の九の規定により指定を取住所
二 指定試験機関の名称及び事務の停止を命じ試験事務の停止を命じた年月日	三 試験事務の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間	法第九条の九の規定により指定を取住所
一 指定試験機関の名称及び事務の停止を命じ試験事務の停止を命じたとき。	二 指定を取り消し、又は試験事務の停止を命じた年月日	法第九条の九の規定により指定を取住所
（試験事務の引継ぎ等）	（試験事務の停止を命じた年月日）	（試験事務の停止を命じたとき）
第十九条の十五 指定試験機関は、法第九条の八の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第九条の九の規定により指定を取り消された場合又は法第九条の規定する動物とする。	内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第九条の十の規定により厚生労働の範囲	法第九条の十一の規定により厚生労働事務を行わないものとした試験事務を行なうものとし自ら行うものとすた年月日	法第九条の十二の規定により厚生労働事務の範囲	法第九条の十三の規定による受験手数料は、國に納付する場合にあつては法第五号による受験願書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、指定試験機関に納付する場合にあつては法第五号による規定する試験事務規程で定めることにより納付しなければならない。（事業計画の認可等）
（受験手数料の納付）	（受験手数料の納付）	（受験手数料の納付）	（受験手数料の納付）
第十九条の十四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	二 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。（試験事務の引継ぎ等）	二 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（試験事務の引継ぎ等）
（改善命令）	（改善命令）	（改善命令）	（改善命令）
第二十二条 第十二条の厚生労働省令で定める場合は、法第十二条第一項の規定による権限を行使した場合とする。	第二十二条 第十二条の厚生労働省令で定める場合は、法第十二条第一項の規定による権限を行使した場合とする。	第二十二条 第十二条の厚生労働省令で定める場合は、法第十二条第一項の規定による権限を行使した場合とする。	第二十二条 第十二条の厚生労働省令で定める場合は、法第十二条第一項の規定による権限を行使した場合とする。

（建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度）	（建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度）	（建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度）	（建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度）
第一二十四条 法第十二条の二第一項第八号の厚生労働省令で定める程度のものは、清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下この条において、「運転等」といいう。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び水の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものとする。	第一二十一条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならぬ。 一 大臣に引き継ぐこと。 二 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項（帳簿書類）	第一二十一条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならぬ。 一 大臣に引き継ぐこと。 二 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項（帳簿書類）	第一二十一条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならぬ。 一 大臣に引き継ぐこと。 二 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項（帳簿書類）
（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）
第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。
（建築物清掃業の登録基準）	（建築物清掃業の登録基準）	（建築物清掃業の登録基準）	（建築物清掃業の登録基準）

（業の安全及び衛生に関するものであることを示す）	（業の安全及び衛生に関するものであることを示す）	（業の安全及び衛生に関するものであることを示す）	（業の安全及び衛生に関するものであることを示す）
第二十四条 法第十二条の二第一項第八号の厚生労働省令で定める程度のものは、清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下この条において、「運転等」といいう。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び水の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。
（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）	（清掃作業監督者講習等の登録）
第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。	第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。
（欠格条項）	（欠格条項）	（欠格条項）	（欠格条項）

二 第二十五条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者	三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（清掃作業監督者講習等の登録基準）
四 第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。	五 第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。	二 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。	イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上	(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
(2) 建築物の衛生的管理 八時間以上	(2) 建築物の衛生的管理 八時間以上
(3) 作業監督の実際 三時間以上	(3) 作業監督の実際 三時間以上
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。	ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者	(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの	(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
(3) 上の知識経験を有する者	(3) 上の知識経験を有する者
二 第二十五条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。	二 第二十五条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
(1) 清掃作業の監督を行なう者	(1) 清掃作業の監督を行なう者
(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。	(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

2	口 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
一 第二十五条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。	一 第二十五条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。	ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者	(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの	(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
(3) 上の知識経験を有する者	(3) 上の知識経験を有する者
二 第二十五条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。	二 第二十五条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
(1) 登録を受けた講習、再講習又は研修の種類	(1) 登録を受けた講習、再講習又は研修の種類
二 登録の年月日及び登録番号	二 登録の年月日及び登録番号

三 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名のであること。
四 登録を受けた者が講習、再講習又は研修の業務を行なう事業所の名称及び所在地（清掃作業監督者講習等の登録の更新）
五 第二十五条の五 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、六年ごとにその更新を受ける。講師の職にある者又はこれらの職にあつた者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの（当該課程を修めることによって、その効力を失う。）
六 第二十五条の五 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、六年ごとにその更新を受ける。講師の職にある者又はこれらの職にあつた者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの（当該課程を修めることによって、その効力を失う。）
七 第二十五条の五 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、六年ごとにその更新を受ける。講習、再講習又は研修の業務に関する書類に關する事項
八 第二十五条の十 第二十五条の二号号及び第四号の登録を受けた者が講習、再講習又は研修の実施に関する計画及び帳簿の保存に関する事項
九 第二十五条の十 第二号号及び第四号の登録を受けた者が講習、再講習又は研修の実施に関する計画及び帳簿の保存に関する事項
十 第二十五条の九 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
十一 第二十五条の九 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務に関する事項

一 講習、再講習又は研修の実施方法	一 講習、再講習又は研修の実施方法
二 講習、再講習又は研修の料金	二 講習、再講習又は研修の料金
三 前号の料金の収納方法に関する事項	三 前号の料金の収納方法に関する事項
四 講習、再講習又は研修の講師の選任及び解任に関する事項	四 講習、再講習又は研修の講師の選任及び解任に関する事項
五 講習、再講習又は研修の科目及び時間に関する事項	五 講習、再講習又は研修の科目及び時間に関する事項

□ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

必要な限度において、清掃作業監督者講習等登録機関に対し、清掃作業監督者講習等登録機関の業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

口 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(空気環境測定実施者講習等登録機関)
第二十六条の二 前条第一号イ及びロの登録は

第二十五条の十一 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が第二十五条の四第一項各

第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合に
は、その旨を公示しなければならない。
一 第二十五条第二号イ及びコ並びに第三号コ

申請により行う。
厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそなへられ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

第二十五条の十二 (改善命令)

四 第二十五条の十三の規定により第二十五条
第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を取り
消し、又は講習、再講習若しくは研修の業務
の停止を命じたとき。

前項の規定による公示は、厚生労働省のホー
ムページに掲載する方法により行うものとす
る。

（登録の取消し等）

(建築物空気環境測定業の登録基準)
二十六條 法第十一條の二第二項の規定による
同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具
その他の設備 その事業に従事する者の資格そ
の他の事項に関する基準は 次のとおりとす
る。

二 第二十五条の六第一項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条の十第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十五条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けたとき。

第二十五条の十四 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務を実施したときは、講習、再講習又は研修の業務の実施年月日、受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了者の氏名を記載した帳簿を作成し、講習、再講習又は研修の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第二十五条の十五 厚生労働大臣は、講習、再講習又は研修の業務の適正な実施を確保するため

ハ　イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
三　空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

三 から六年を経過しないもの
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者

ノ 一又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
イ 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ二ホヘ二二
電子天びん又は化学天びん
コンプレッサー
集じん機
真空掃除機

次の機械器具を有すること。
電気ドリル及びシャー又はニプラ
ロ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)

第二十六条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第三号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

第一二十五条の九	第二十六条の一、第三項 の規定により読み替え て準用する第二十五条 の九	第一二十五条の十 第二十六条の二第三項 の規定により読み替え て準用する第二十五条 の十三	講習、再講習若 しくは研修
講習若しくは再講習			

調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に
関するものであること。
二 その指導に当たる者が、ハの内容を指導
するのに適当と認められる者であること。
四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和
用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他
の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が
別に定める基準に適合していること。
(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上
の知識経験を有する者
一 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に
該当するものであること。

二 水質検査を適確に行うことのできる検査室

三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当す
を有すること

イ　学校教育法に基づく大学（短期大学を除くものであること）

く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、

農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水

質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

口 臨床検査技師であつて、一年以上水質検査又はその他の理化学的苦しくは細菌学的

、
検査の実務に従事した経験を有する者
、
学校教育法に基づく短期大学又は高等専

生物教育は、生物の研究者としての資質をもつて、高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業する。

の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、英語、数学、物理、化学等の各科の成績が、専門職大学の入学試験に合格するものと認定されるもの）

は修了した後) 二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の

二、イ、口又はハに掲げる者と同等以上の知
実務に従事した経験を有する者

四 識及び技能を有すると認められる者
水質検査及び水質検査に用いる機械器具そ

の他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)
第二十九条 去第十二条の二第二項の規定による

同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業二並事一の者に資格を

その他の設備 その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとす

一
次
の
機
械
器
具
を
有
す
る
事

ロイ
揚水ポンプ
高圧洗浄機

二八
換気ファン 残水処理機

木 防水型照明器具
色度計、獨度計及び殘留塩素測定器

二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

三 第一号の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃用のつぼづら一二。

四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者

か次のいずれかに該当するものであること
イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯

水槽の清掃作業の監督を行う者のための講

口 習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

口 イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

一 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

ハ 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

貯水槽清掃作業監督者講習等登録(機関)

十八条の二 前条第四号イ及びロ並びに第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業を行おうとする者の申請により行う。

厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれと同様の登録は、当該講習、再講習又は研修の業を行おうとする者の申請により行う。

(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上

(2) 給水衛生概論 七時間以上

(3) 建築設備概論 五時間以上

(4) 作業の安全管理 二時間以上

(5) 貯水槽清掃各論 十二時間以上

のである」と。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらとの職についた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前半期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上上の知識経験を有する者

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

ロ (1) 貯水槽の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。

(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらとの職についた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前半期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

六 条 十 第	五 条 十 第	三 条 十 第	3			
二 五 の 並 び に 第三 号	二 五 の 並 び に 第三 号	二 五 の 並 び に 第五 号	(3)	(1) 又は (2) に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者		
機 関	清 掃 作 業 監 督 者 講 習 等 登 錄 機 關	貯 水 槽 清 掃 作 業 監 督 者 講 習 等 登 錄 機 關	口	上 の 知識 経 験 を 有 す る 者 が (1) 校 教 育 法 に 基 づ く 大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 に お い て 正 規 の 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 者 (当 該 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 者 を 含 む) で 、 そ の 後 十 年 以 上 建 築 物 の 環 境 衛 生 上 の 維 持 管 理 に 関 す る 実 務 に 従 事 し た 絏 験 を 有 す る もの		
				第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受け講習、再講習又は研修の業務を行ふ者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		

器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他的事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。
イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）

二 前号の機械器具を適切に保管するとのできる専用の保管庫を有すること。

口 高圧洗浄機、高压ホース及び洗浄ノズル
ハ ワイヤ式管清掃機

三 第一号の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。

四 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適當と認められる者であること。

六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十八条の四 前条第四号イ及びロ並び第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2
厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録の講習の内容が次に該当するものであること。
イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上	(2) 排水管清掃各論 十五時間以上
(3) 排水衛生概論 二時間以上	(4) 建築設備概論 五時間以上
作業の安全管理 二時間以上	

口 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらとの職についた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は(2)に掲げる者と同等以上の中の知識経験を有する者

二 前条第四号ロの登録の再講習の内容が次に該当するものであること。
イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

(1) 排水管の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。

(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の中知識経験を有する者

三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いられる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職についた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の中知識経験を有する者

で、第二十五条の九まで、
第二十五条の十第一項又は
第二十五条の十第一項又
は次条

三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第一号に規定する要件に該当するものであること。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

た者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理

た者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理

三 第二十六条の三第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面

四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

法第十二条の二第一項第四号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面

三 飲料水の水質検査を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十七条第三号に規定する者であることを証する書類

四 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

法第十二条の二第一項第五号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

三 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条第四号に規定する者であることを証する書類

四 第二十八条第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面

五 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の三第四号に規定する者であることを証する書類

四 第二十八条の三第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面

五 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

一 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十九条第三号に規定する者であることを証する書類

四 第二十九条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面

五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

六 法第十二条の二第一項第八号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類添付しなければならない。

一 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 業務全般を統括する者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第二号に規定する者であることを証する書類

三 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第三号に規定する者であることを証する書類

四 第三十条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面

五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者の氏名を記載した書面並びにその者が第三十条第五号に規定する者であることを証する書類

六 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第六号に規定する者であることを証する書類

七 第三十条第七号に規定する研修の実施状況を記載した書面

八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれららの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(登録証明書)

第三十二条 都道府県知事は、法第十二条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があつたときは、登録に係る事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出等)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名

三 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備

四 第三十一条第二項第二号若しくは第四号、第三項第二号若しくは第三号、第四項第二号若しくは第四号、第五項第三号若しくは第四号、第六項第三号若しくは第五号、第七項第三号若しくは第五号、第八項第三号若しくは第五号又は第九項第二号、第三号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する書面に記載された事項

前項第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、変更後においても第二十五条から第三十条までに規定する基準に適合することを証する書類を添付しなければならない。

第三章 登録業者等の団体の指定

(指定の申請)

第三十四条 法第十二条の六第一項の規定により指定を受けようとする一般社団法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

二 前項の指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 社員又は社員たる団体の構成員の氏名若しくは名称、住所及び登録業者であるか否かの別を記載した書面

五 法第十二条の六第二項に掲げる業務（以下のこの条及び次条において「指定団体の業務」という。）の実施に関する基本的な計画

六 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 指定団体の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する要件に適合することを説明した書類
(指定の基準)

第三十四条の二 厚生労働大臣は、法第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 前条第二項第五号に規定する計画について、指定団体の業務の適確な実施のために適切なものを作成していること。

二 指定団体の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 指定団体の業務以外の業務を行つている場合は、その業務を行うことによつて指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の届出)

第三十五条 法第十二条の六第一項の指定を受けた法人(以下「指定団体」という。)は、名称、所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の一部委託の申請)

第三十六条 指定団体は、法第十二条の六第三項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 委託を必要とする理由

二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

三 委託しようとする業務内容及び範囲

四 委託の期間

第四章 雜則

(身分を示す証明書の様式)

第三十七条 法第七条の十五第二項(法第九条の十二第二項及び法第十二条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第七号による。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に存する特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)は、この省令の施行の日から起算して一年以内に、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第一条第一項第六号に掲げる事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)に届け出なければならない。この場合において、新規則第一条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二四年七月一八日厚生労働省令第一〇四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年七月一八日厚生労働省令第一〇四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二四年七月一八日厚生労働省令第一〇四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年七月一八日厚生労働省令第一〇四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日厚生労働省令第一二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年九月二九日から施行する。

附 則 (令和五年一月二六日厚生労働省令第一六一號) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年一月二六日から施行する。

附 則 (令和五年二月一七日厚生労働省令第一六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年二月一七日から施行する。

様式第一号(第十条関係)

様式第一号(第十条関係)
年 月 日
建物物環境衛生管理技術者名
本籍地(印)
建物物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和44年法律第26号)第7条第1項の規定により、この省令に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
年 月 日 氏名
建物物環境衛生管理技術者登録証明書
備考

様式第一号(第十条関係)
年 月 日
建物物環境衛生管理技術者名
本籍地(印)
建物物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和44年法律第26号)第7条第1項の規定により、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
年 月 日 氏名
建物物環境衛生管理技術者登録証明書
備考

様式第二号(第十条関係)

様式第二号(第十条関係)
年 月 日
建物物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和44年法律第26号)第7条第1項の規定により、この省令に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当分の間、これを取り繕つて使用する。
年 月 日
建物物環境衛生管理技術者名
本籍地(印)
建物物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和44年法律第26号)第7条第1項の規定により、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する。
年 月 日
建物物環境衛生管理技術者登録証明書
備考

様式第三号（第十一条関係）

被徴用機械器具等 の種類とその 数量及び交付年 月日		機 器 名 生年月日 年 月 日	(年 月 日)
上りが会社 云々			
上り 名		通 呼 名	
上り 籍			
上り 籍			
被徴用交付機 器品目			
上記より、構造物機械器具等技術者免許の書類を交付を受けないで申出せ ず。			
年 月 日		氏 名	
原主交付大区段			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号（第十二条関係）

備考 用紙の大きさは、A4判4巻とする。

様式第四号の二（第十四条の四関係）

株式会社の二(第十四条の四第四項)	
登録済株式の取扱い登記と届出	
1. 登録番号	
2. 登録済株式の名称	
3. 登記者の氏名又は名称	
4. 退 手 の 住 所	電話()
5. (休止・廃業) なしとする 下に事業の範囲	
6. (休止・廃業) 三月前	
7. 休 止 の 周 期	
8. (休止・廃業) の理由	

5 (修正・改正)の理由	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	届出者

様式第五号（第十八条関係）

種別物語書類主用紙(被験者用)			
登り名 姓 名	年生月日	年 月 日	性別
新規登録	電話番号	—	—
記録登録			
上記により、種別物語書類主用紙技術者試験を受けたいでの申し込みます。			
年 月 日			
氏 名			
原生実験大蔵 聞 監修技術者			

収入印鑑貼りけ欄(両用ではならない。)	
(注) 指定試験題目が試験事務の手続を行う場合には、両用の手続により受取料款を交付し、収入印鑑は、貼らないこと。	
参考 1 両用の場合は、各自申込み。	参考 2 両用の場合は、各自申込み。

様式第六号(第三十二条第一項)	
被処罰者	監視取扱所
姓 名 又は 本名	
性 別	
生 育 者 名	
性別に応じる被処罰者の 性別及び在地	
年 齡 残 年 齡	年 齡
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記につき、建築物における衛生的機能の確保に関する法律第12条の第1項の地點を示す ことを義務づける。	
年 月 日	
都道府県知事	

様式第七号(第三十七条関係)		
(表 面)		
12cm		
第 号 官 職 氏 名 生年月日 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7 条の15第2項、第9条の1第2項又は第12条の9第2項の 規定による立入検査を行う職員の証	写 真	
発行年月日		※ 8
厚生労働大臣	印	

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、建築物における衛生の環境の確保に関する法律により立入検査をする権限を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

建築物における衛生の環境に関する法律抜粋

第1条の15 厚生労働大臣は、この法律の施行に際し必要があると認めるときは、登録検査機関に対し、業務に際して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録検査機関の業務を行つ場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せらるることをさがせる。

第2条の前段に於り立入検査を行う者は、その身分を示す証明書並びに、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せらるることをさがせる。

第3条の前段に於り立入検査を行つた者は、記載事項の内容に認められぬものと見てならない。

第12条の12 厚生労働大臣は、この法律の施行に際し必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、その業務に際して必要な御覧をさせ、又はその職員に、その業務を行つ場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せらるることをさがせる。

第12条の13 第2項及び第3項の規定に、前項の規定による立入検査について準用する。

第12条の14 厚生労働大臣は、前項の規定の第12条の2の業務の実情に關する必要があると認めるときは、その指図団体に対し、その業務に際して必要な御覧をさせ、又はその職員に、その業務を行つ場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せらるることをさがせる。

第7条の15 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。